

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習開催のご案内

平成 29 年 12 月
岐阜労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会岐阜県支部
(登録有効期間：平成 31 年 3 月 30 日)
【登録番号：第 27 号】

労働安全衛生法の規定により、掘削面の高さが 2m 以上となる地山の掘削の作業、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取はずしの作業は、技能講習を修了した作業主任者によらなければ作業ができないことになっております。

当支部では、下記により標記技能講習を実施致しますので、資格が必要な方はこの機会に是非受講していただきますようご案内申し上げます。

1. 講習開催期間等

- * 講習日時 平成 30 年 2 月 14 日 (水) ~ 2 月 16 日 (金) (受付 午前 8 時 40 分から)
- * 講習会場 高山建設産業会館 (岐阜県高山市下岡本町 2344-6 (一社) 高山建設業協会)
- * 受付 平成 29 年 12 月 18 日 (月) ~ ただし定員 (50 名) になり次第締切ります

2. 受講資格

- * 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者
- * 学校教育による大学・高等専門学校、高等学校・又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者

【注意】上記の受講資格は、年少則の関連により「満 18 歳以上からの経験年数」となります。

3. 受講料等

区分	受講料	テキスト代	摘要
全科目受講	13,000 円	2,570 円	裏面を参照
一部免除	10,000 円	2,570 円	

※ 建設業労働災害防止協会岐阜県支部会員事業場の方は、テキスト代を「1,000 円」補助いたします。

4. 申込の方法

* 受講申込書に所要事項を全て記入し、別紙「～受講申込みについて (注意事項) ～」参照していただき必要書類に漏れないようにして下記へお申込みください。

※ 一部免除に該当する者は、申込の際に証明書の写しを添付しないと一部免除の扱いをしません。

5. その他

- ①申込み・問合せ・・・〒506-0025 岐阜県高山市天満町 4 丁目 70 番地 ア・ラックスビル 2 階
建設業労働災害防止協会岐阜県支部飛騨分会
TEL (0577) 32-2453 Fax (0577) 36-0350
- ②受講料のお振込先・・・十六銀行 高山支店 普通預金 No. 1646390
口座名：建設業労働災害防止協会岐阜県支部飛騨分会
- ③ご都合により受講されない場合でも受講料はお返しできません。
- ④筆記用具(HB の鉛筆、消しゴム)を必ず持参して下さい。講習終了後には修了試験を行います。

◎ 受講の一部免除

受講の一部免除を受けることができる者	受講科目
1. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程の第1条第1号、第3号及び第6号に掲げる者 2. 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練を修了した者 3. 能開法第28条第1項に規定する能開法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種にかかる職業訓練指導員免許を受けた者 4. 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格した者	作業の方法に関する知識 工事中用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識 関係法令

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程

第1条

- 一 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者
- 三 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、土木科若しくはさく井科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2訓練科の欄に掲げる建築科、土木科若しくはさく井科の訓練を修了した者

【欠席や遅刻した場合の対応について】

- 1 遅刻や途中で退場された場合は、再受講していただきます。

（遅刻）：30分以上遅刻された方は、受講することができません。

（上記の場合、再受講となり受講料も再度必要となりますので、ご注意願います。）

30分以内の場合は、遅れた時間分の補講を行っていただきます。

（途中退場）：「欠席」扱いとさせていただきます。（受講料、テキスト代の返金は行いません。）

- 2 道路事情、交通機関等の理由により、多くの受講生が遅刻するような事態が発生した場合は、開始時刻を遅らせるなどの時間帯の調整を行います。

建設労働者確保育成助成金制度のご案内（平成 29 年度）

（なお、本制度を活用する場合は岐阜労働局助成金センター又は各ハローワークにて十分ご確認のうえ、手続きをお進めください。）

【平成 29 年度】

- ①. 中小建設事業主（雇用保険料率が 1000 分の 12）が、雇用する労働者（雇用保険被保険者であること）を本技能講習に受講させた場合、受講料や賃金の一部が助成される「建設労働者確保育成助成金」の対象となります。
- ＜「建設の事業」における雇用保険料率は平成 28 年度が 1000 分の 14＞

＜技能講習等のお申込時にご留意いただきたい点＞

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する技能講習等は、**事前**（技能講習等を開始する日の原則 **2 ヶ月前から 1 週間前まで**）に建設労働者確保育成助成金計画届等の提出が必要となります。
- ・ 計画届は各社で作成していただき管轄のハローワーク（又は労働局）へ持参により提出していただきますようお願いいたします。

【厚生労働省 HP アドレス】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

＜支給対象・平成 29 年度＞

1. 中小建設事業主が対象となります。
2. 中小建設事業主とは事業所が建設業を営んでいて、資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下、又は常用労働者数が 300 人以下であること。
3. 事業所が、雇用保険に加入しており、その保険料率が 1000 分の 12 であること。
4. 受講者が雇用保険の被保険者であること。
（建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行う「一人親方」及び「同居の親族」のみを使用して建設事業を行なっている事業主は支給対象とはなりません。）

＜支給要件・平成 29 年度＞

1. 経費助成・・・
受講料は事業主負担で受講させること。
2. 賃金助成・・・
「経費助成」の要件を満たす講習を 1 日 3 時間以上、所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合に助成対象となります。所定労働時間外に割増賃金を支払った場合、休日に受講させた場合は振替休日を与えるか、所定の割増賃金を支払った場合。

<助成金額・平成 29 年度>

1. 技能講習開始時点に企業全体の雇用する雇用保険被保険者数 20 人以下の場合・・・
受講料の 4 分の 3 の助成金、そして 1 人につき 1 日 7,600 円（1 日 3 時間以上の受講）の
賃金助成
2. 技能講習開始時点に企業全体の雇用する雇用保険被保険者数 21 人以上の場合・・・
受講料の 5 分の 3 の助成金、そして 1 人につき 1 日 6,650 円（1 日 3 時間以上の受講）の
賃金助成

「生産性要件について」・・・

- 生産性を向上させた企業で特に希望される場合は、労働関係助成金が割増されます。
- 詳細は、下記ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>
- なお、詳細は、岐阜労働局職業対策課助成金センターまでお問い合わせください。

【受講申込時に必要となる書類】

- 本助成金の活用を希望される場合は、受講申込書と同時に下記書類を建災防岐阜県支部飛騨分会へ提出してください。
 - ①. 労働保険概算・確定保険料申告書、労働保険料等納入通知書（写し）
 - ②. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主控・写し）

[会場] 高山建設産業会館((一社)高山建設業協会)

岐阜県高山市下岡本町 2344-6



地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習受講申込書

講習希望日	平成 30 年 2 月 14 日～ 16 日 開催分		
フリガナ			
氏 名			
生年月日	昭 和・平 成 年 月 日 (満 才)		
現 住 所	〒□□□□-□□□□		
当該業務の 経験年数	自 昭 和・平 成 年 月 年 月 日 至 昭 和・平 成 年 月 年 月 日		
受講資格に 必要な学歴 <small>(上記の業務経験が2 年以上3年未満の方の みご記入ください。)</small>	卒業証書の写し又は卒業証明書を添付して下さい。		
	最 終 学 校 <small>(学校教育法による学校)</small>	() 大学・短大 高校・高専 (5年制)	
		学 科 名 () 科卒業	
		卒業年月 (昭和・平成 年 月)	
所 属	所 在 地	〒□□□□-□□□□	
	事 業 場 名	岐阜県支部会員・非会員別	
	電 話 番 号	() -	会 員
事業主証明 (必須)	上記の者は、当社従業員であり当該業務の経験年数に相違ないことを証明します。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">印</div>		
講習の一部免除 の有無	有	無	一部免除を受けようとするものは、その資格を有することを証する書面(写し)を添付すること。
個人情報の取扱いについて 本申込用紙にて当支部に提供していただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。			

※ 本申込書を郵送又は持参される際は、別紙「受講申込みについて(注意事項)」をご参照いただき、必要書類に漏れがないようにしてください。

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会岐阜県支部殿

申請者

(受講者本人)

印

写 真

全面のり付けし
貼付して下さい

3.0cm×2.5cm

受講番号 NO.

～ 受講申込みについて（注意事項） ～

- 本技能講習の申込みの際し、下記書類を必ずご用意ください。
- 書類に不備がありますと受付することができませんので、ご注意ください。

【必要な書類】

①. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習受講申込書

- ・ 必要事項を記入してください。
- ・ 事業主証明は、必ず代表社印の押印をお願いします。
- ・ 個人事業主の方は、第三者（同業他社）の証明が必要となります。
- ・ 当該業務の経験年数が、2年以上3年未満の場合は、「卒業証書（写）又は卒業証明書」並びに「単位取得証明書」の2種類を提出してください。

②. 証明写真 1枚（縦3.0cm×横2.5cm）

- ・ 写真裏面には、氏名並びに会社名を記入してください。
- ・ 写真は、「無帽、正面、上半身、背景無地のもの」とします。
- ・ デジタルカメラ写真不可。
- ・ サングラス不可。

③. 本人確認書類

氏名、生年月日を公的に証明する書類として下記のいずれかを添付してください。

1. 運転免許証（写）
2. 健康保険証（写）
3. 登録教習機関発行の各種技能講習等修了証（写）
4. 官公庁発行の各種免許等
5. パスポート（写）
6. 在留カード（写）

出席確認 (※)

	1 日目	2 日目	3 日目
午前			
午後			

<注意>

- ※ 全科目受講者は、全時間（3日間）出席となります。
- ※ 一部受講免除者は、「3日目」のみの受講となります。